

第**58**回

定時株主総会 招集ご通知



日 時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時



場 所

広島県福山市王子町一丁目3番5号
青山商事株式会社 本社4階会議室

会場についての詳細は、末尾ご案内略図をご参照ください。



決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 監査役1名選任の件

書面またはインターネット等による議決権行使期限

2022年6月28日(火曜日) 午後6時30分まで

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

あわせて、書面・インターネット等による事前の議決権行使のご活用もお願い申し上げます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ホームページ (<https://www.aoyama-syouji.co.jp>) に掲載させていただきます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、日頃より青山商事グループに対し格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

当期(2021年4月～2022年3月)における当社グループを取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の影響が続いたものの、感染対策の徹底やワクチン接種の推進政策等の効果により、持ち直しの動きが見られました。

このような状況下、当社グループは当期からスタートした中期経営計画『Aoyama Reborn 2023』に基づき、グループ一丸で各施策に取り組んで参りました。その結果、中核事業であるビジネスウェア事業の売上総利益率の改善やコスト削減などにより黒字化を果たし、株主の皆様のご期待に対し復配にてお応えいたしたく考えております。

今後も経済活動が徐々に正常化するにつれて、個人消費も回復していくことが期待されますが、感染再拡大の懸念に加え、資源価格の高騰を始めとした原材料高や円安など、先行きの不透明な状況が続いておりますので、中期経営計画達成に向け各施策をブラッシュアップのうえ、取り組んで参ります。

2024年の創業60年に向け、今一度「持続的な成長をもとに、生活者への小売・サービスを通じてさらなる社会への貢献を目指す」という経営理念に立ち返り、グループ全体で成長して参ります。

株主の皆様におかれましては、今後も一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長

青山 理

経営理念

持続的な成長をもとに、生活者への小売・サービスを通じてさらなる社会への貢献を目指す

《青山 マインド》

働く人のために働こう

当社の使命と社員の行動原則を《青山 マインド》として整理、グループの活動を一貫したものとしていきたいと考えます。また、《青山 マインド》を基本軸とすることで、会社の発展とともに社会が豊かになり、社員が自信と誇りを感じてほしいと願う指針です。

1. 使命

- ・私たちは、『働く人』を応援します。そして社会を明るく元気にしていきたい、その一翼を担っていくことを使命として参ります。
- ・この使命の下で、『働く人』に愛される商品・サービスの提供とお客様にご満足いただけるプロの接客を目指して、一人でも多くのファンを増やしていける様、努めて参ります。

2. 行動原則

- (1) お客様目線
- (2) 現場主義
- (3) 品質の追求
- (4) 当事者意識
- (5) チャレンジ精神
- (6) 正々堂々

株主各位

証券コード 8219
2022年6月8日広島県福山市王子町一丁目3番5号
青山商事株式会社
代表取締役社長 青山 理

第58回定時株主総会招集ご通知

- 日 時** 2022年6月29日（水曜日）午前10時
- 場 所** 広島県福山市王子町一丁目3番5号 青山商事株式会社 本社4階会議室
(末尾の会場ご案内略図をご参照のうえ、お間違のないようご来場ください。)
- 目的事項** **報告事項** (1) 第58期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第58期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項** 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 監査役1名選任の件

○当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださりまして、後述のご案内に従って2022年6月28日（火曜日）午後6時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

○株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事情が生じた場合には、当社ホームページ（<https://www.aoyama-syouji.co.jp>）において、その旨掲載させていただきます。

議決権の行使についてのご案内

●株主総会にご出席いただく場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提示ください。
日時：2022年6月29日（水曜日）午前10時

●株主総会にご出席されない場合



書面による議決権行使
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。

議決権行使期限 2022年6月28日（火曜日）
午後6時30分到着分まで

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）
機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。



インターネット等による議決権行使
当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

スマートフォンでの議決権行使は
「スマート行使」をご利用ください。

議決権行使期限 2022年6月28日（火曜日）
午後6時30分まで

○書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以上



インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等による議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。
議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

①本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
☎ 0120 (652) 031
(受付時間 9:00~21:00)

②その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部

☎ 0120 (782) 031
(受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

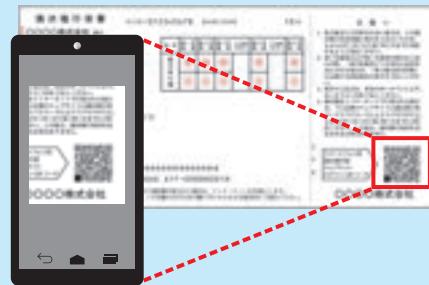


「次へすすむ」をクリック



「スマート行使」による方法

1. QRコードを読み取る



スマートフォンのカメラを起動して、同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取る



議決権
行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後6時30分まで

議決権行使
ウェブサイト

<https://www.web54.net>

2.ログインする



お手元の議決権行使書用紙の左下に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3.メニューから議決権行使を選択

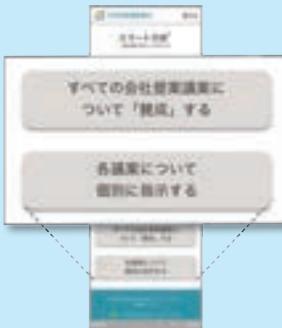


お手元の議決権行使書用紙の左下に記載された「パスワード」と実際にご使用になる新しいパスワードを入力し、「登録」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。 ※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

2.議決権行使方法を選ぶ



議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

3.各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

※一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力ください。

目次

株主の皆様へ	1
第58回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	6
(添付書類)	
事業報告	11
連結計算書類	35
計算書類	37
監査報告書	39
ご参考	45

インターネット開示に関する事項

以下の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページに掲載していますので、本招集ご通知には記載しておりません。

1. 事業報告の「主要な営業所及び工場」
2. 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
3. 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

監査役が監査した事業報告、並びに会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類の各書類のほか、当社ホームページに掲載している上記事項とで構成されています。

当社ホームページ <https://www.aoyama-syouji.co.jp>

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事情が生じた場合には、当社ホームページ (<https://www.aoyama-syouji.co.jp>) において、その旨掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への還元を経営の最重要事項のひとつと捉えており、配当金を最優先として株主還元を行うことを基本とし、中期経営計画ごとに設定する方針に基づいた株主還元を行って参ります。

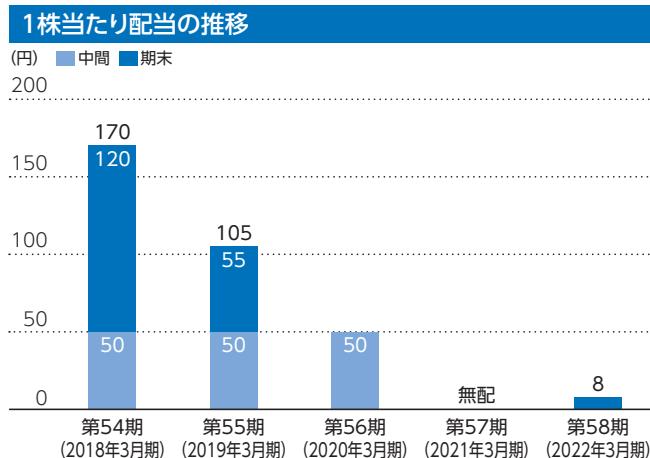
本中期経営計画期間である2022年3月期から2024年3月期における株主還元につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による業績悪化によりダメージを受けた自己資本改善のため内部留保を優先し、総還元性向30%を目安としております。

この株主還元方針に基づき、業績を基に計算した結果、当期の期末配当につきましては、普通配当として1株につき8円とさせていただきたいと存じます。

なお、中間配当は無配とさせていただきましたので、年間配当は1株につき8円となります。

期末配当に関する事項

1	配当財産の種類 金銭といたします。								
2	株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額 <table border="0"> <tr> <td>当社普通株式1株につき</td> <td>8円</td> </tr> <tr> <td>その内訳</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 普通配当</td> <td>8円</td> </tr> <tr> <td> 配当総額</td> <td>401,293,792円</td> </tr> </table>	当社普通株式1株につき	8円	その内訳		普通配当	8円	配当総額	401,293,792円
当社普通株式1株につき	8円								
その内訳									
普通配当	8円								
配当総額	401,293,792円								
3	剰余金の配当が効力を生じる日 2022年6月30日								



1 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p><u>1</u> 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p><u>3</u> 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 大木洋氏は辞任いたしますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査役候補者 大北貴氏の監査役就任の時期は、国家公務員法の定めるところにより2022年7月11日といたしたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、監査役候補者の選任につきましては、指名諮問委員会の答申を受けたくえで決定しております。

監査役候補者は次のとおりであります。

おお きた たかし
大北 貴

1959年12月29日生

新任

社外監査役

独立役員

略歴及び当社における地位

所有する当社株式の数
一株

2007年 7月 税務大学校本校総合教育部教授
2009年 7月 広島西税務署筆頭副署長
2011年 7月 広島国税局調査査察部統括国税調査官
2014年 7月 西条税務署長
2015年 7月 広島国税局調査査察部調査管理課長
2017年 7月 広島国税局課税第一部課税総括課長
2018年 7月 広島国税局課税第一部次長
2019年 7月 広島東税務署長
2020年 7月 退職
2020年 8月 税理士登録・開業

重要な兼職の状況

なし

当社との特別の利害関係

なし

社外監査役候補者とした理由

大北貴氏は税理士であり税務署長を経験するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有することから、業務適正及び法令順守における監査を行える人材として、適任と判断しております。また、同氏は過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと考えております。

- (注) 1. 候補者 大北貴氏は、新任監査役候補者であり、また、社外監査役候補者であります。
2. 当社は、監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第37条において、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外監査役候補者 大北貴氏の選任が承認可決された場合、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は会社法第425条第1項の最低責任限度額であります。
3. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 過去5年間に他の会社の取締役、執行役または監査役であって、その在任中に当該他の会社において法令、定款違反その他不正な業務執行が行われた事実については、該当事項はありません。
- (2) 大北貴氏の選任が承認可決された場合、(株)東京証券取引所の定める独立役員に指定する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。同保険の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役であり、填補対象となる保険事故は、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金及び訴訟費用等となっております。ただし、故意または重過失に起因する損害賠償請求等については填補されません。なお、保険料は全額当社が負担しております。候補者は、同保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

■ 社外役員を選任するための当社からの独立性に関する基準

1. 当社グループにおける勤務経験がないこと。
2. 配偶者または二親等以内の親族に、当社グループにおける勤務経験者がいないこと。
3. 以下のような当社に関係する組織に属したことがないこと。
 - (1) 大株主である組織
 - (2) 主要な銀行、証券会社
 - (3) 主要な監査法人、経営コンサルタント、法律事務所等
 - (4) 仕入先メーカー等当社の主要な取引先
 - (5) 当社が主要な取引先である企業、団体
4. 配偶者または二親等以内の親族に、前項3に掲げる組織等に勤務したことがある者がいないこと。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。この結果、前連結会計年度と収益の会計処理が異なることから、以下の経営成績に関する説明において増減額及び前期比(%)を記載せずに説明しております。

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続いたものの、感染対策の徹底や、ワクチン接種の推進政策等の効果により持ち直しの動きが見られました。一方、世界経済では、欧米諸国中心に防疫と経済の両立が進展したことにより、世界的な供給不足が発生して資源や原材料の価格が急上昇し、物価高が長期化しています。加えて米国の金融引締めによる急激な為替変動、ウクライナ東部紛争の激化及び中国のロックダウン政策の長期化等、依然として不透明な状況が続いております。

このような状況下、当社グループにおきまして、主に上期において、緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の適用により、ビジネスウェア事業、総合リペアサービス事業及びフランチャイジー事業の一部店舗で臨時休業や時間短縮営業を実施いたしました。前期と比べ影響が限定的であったこと、あわせて、下期においても、変異株による感染再拡大の影響はあったものの、行動制限の緩和によりオケージョン需要の回復が見られたことなどから、当期の当社グループにおける業績は以下のとおりとなりました。

	売上高 (百万円)	営業利益又は 営業損失(△) (百万円)	経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)
2022年3月期	165,961	2,181	5,150	1,350	27.12
2021年3月期	161,404	△14,404	△11,436	△38,887	△781.33

<事業別の業績>

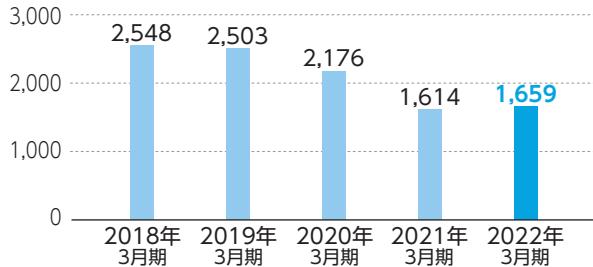
(単位:百万円)

	売上高		セグメント利益又は損失(△) (営業利益又は損失(△))	
	第58期 (当期) 2021年4月1日から 2022年3月31日まで	第57期 (前期) 2020年4月1日から 2021年3月31日まで	第58期 (当期) 2021年4月1日から 2022年3月31日まで	第57期 (前期) 2020年4月1日から 2021年3月31日まで
ビジネスウェア事業	113,278	109,855	678	△15,778
カード事業	4,841	4,875	1,989	2,083
印刷・メディア事業	12,159	11,518	△337	△354
雑貨販売事業	16,039	16,433	488	645
総合リペアサービス事業	10,161	9,173	△519	△716
フランチャイズ事業	10,960	10,477	211	77
その他	1,642	2,411	△230	△418
調整額	△3,120	△3,340	△97	56
合計	165,961	161,404	2,181	△14,404

(注) 1. セグメント別売上高、セグメント利益又は損失(△)(営業利益又は損失(△))はセグメント間取引相殺消去前の数値であります。
 2. 当連結会計年度より、従来、「フードサービス事業」及び「その他」に含んでおりました、フランチャイズの事業を集約し、報告セグメント「フランチャイズ事業」としております。
 なお、前連結会計年度のセグメント情報は、当連結会計年度の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

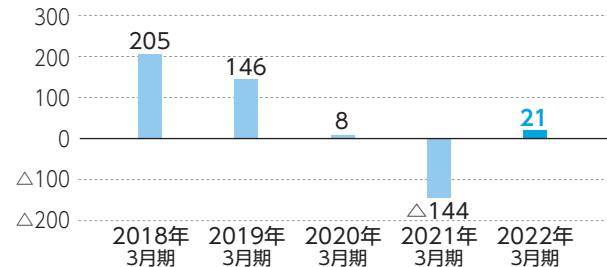
連結売上高

(単位:億円)



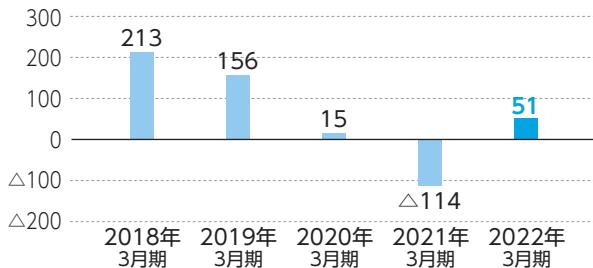
連結営業利益又は営業損失(△)

(単位:億円)

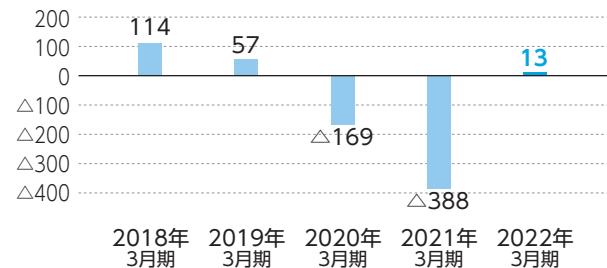


連結経常利益又は経常損失(△)

(単位:億円)

親会社株主に帰属する当期純利益
又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)

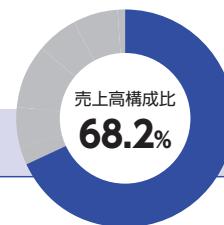
(単位:億円)



2 事業別の状況

ビジネスウェア事業

青山商事(株)、ブルーリバーズ(株)、(株)エム・ディー・エス、(株)栄商、服良(株)、青山洋服商業(上海)有限公司



当事業の売上高は1,132億78百万円(前期は1,098億55百万円)、セグメント利益(営業利益)は6億78百万円(前期はセグメント損失(営業損失)157億78百万円)となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は17億26百万円減少し、セグメント利益(営業利益)は36百万円増加しております。

当事業の中核部門であります青山商事(株)ビジネスウェア事業につきましては、上期において、一部店舗で臨時休業や時間短縮営業を実施いたしました。1回目の緊急事態宣言が発出された前期と比べ影響が限定的でありました。下期においても、1月以降、新たな変異株による感染再拡大の影響を受けたものの、行動制限の緩和によるオケージョン需要の回復が見られたことなどから、売上高は前期を上回りました。あわせて、不採算店舗の閉店及び希望退職の募集を柱とする構造改革に加え、経費の効率的な使用に努めたことなどから、営業損益は大幅に改善いたしました。

なお、ビジネスウェア事業既存店売上高は前期比112.4%となりました。

また、主力アイテムでありますメンズスーツの販売着数は前期比102.8%の1,215千着、平均販売単価は前期比105.1%の26,767円となりました。

■青山商事(株) ビジネスウェア事業 商品別売上高

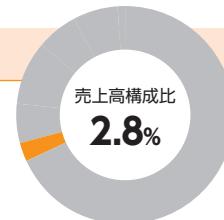
(単位：百万円)

		当 期		
		前 期	金 額	比較増減
重衣料	スーツ・スリーピース	30,138	32,507	2,368
	ジャケット	2,846	2,997	150
	スラックス	4,397	4,358	△ 39
	コート	2,338	2,408	70
	フォーマル	12,484	14,127	1,643
	ベスト	602	829	227
軽衣料	シャツ・洋品類	17,422	18,646	1,224
	カジュアル類	2,566	2,333	△ 233
	その他商品	9,144	8,943	△ 200
	レディース類	20,717	21,247	529
	ポイント還元額	2,053	—	△ 2,053
	補正加工賃	3,321	3,281	△ 40
	合 計	108,034	111,680	3,646

- (注) 1. その他商品は、靴・肌着・雑貨等であります。
2. レディース類には、レディーススーツやレディースフォーマル、レディース洋品類、パンプス等が含まれております。
3. 収益認識会計基準等を当連結会計年度の期首から適用しております。この結果、前連結会計年度と収益の会計処理が異なることから、上記の前期比については参考値であります。

カード事業

(株)青山キャピタル



当事業につきましては、緊急事態宣言の発出等に伴う消費マインドの冷え込みなどから、キャッシング収入が減少したことに加え、新規会員獲得を目的とした販促費の増加などにより、売上高は48億41百万円(前期は48億75百万円)、セグメント利益(営業利益)は19億89百万円(前期はセグメント利益(営業利益)20億83百万円)となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高及びセグメント利益(営業利益)は3百万円増加しております。

資金につきましては、親会社であります青山商事(株)等からの借入と社債の発行により調達しております。また、2022年2月末の有効会員数は411万人であります。

印刷・メディア事業 | (株)アスコ

当事業につきましては、デバイス販売の増加及び主な取引先である流通小売業からの印刷・販促関係の受注が回復したことなどにより、売上高は121億59百万円(前期は115億18百万円)、セグメント損失(営業損失)は3億37百万円(前期はセグメント損失(営業損失)3億54百万円)となりました。

なお、名古屋市内の小学校に提供しておりますタブレット端末の不具合発生に伴う損失として、関係会社製品交換費11億69百万円を特別損失に計上いたしました。

売上高構成比
5.7%

雑貨販売事業 | (株)青五

当事業につきましては、150円以上の商品(150円~500円)の取扱増加により客単価が上昇した一方、新型コロナウイルス感染症の影響による客数の減少により、売上高は160億39百万円(前期は164億33百万円)、セグメント利益(営業利益)は4億88百万円(前期はセグメント利益(営業利益)6億45百万円)となりました。

なお、2022年2月末の店舗数は114店舗であります。

売上高構成比
9.6%

総合リペアサービス事業 | ミニット・アジア・パシフィック(株)

当事業につきましては、日本及び海外事業ともに新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けたものの、海外の一部地域において需要回復が見られたことにより、売上高は101億61百万円(前期は91億73百万円)、セグメント損失(営業損失)は5億19百万円(前期はセグメント損失(営業損失)7億16百万円)となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は4百万円減少しております。

売上高構成比
6.1%

フランチャイジー事業 | (株)glob

当連結会計年度より、従来、「フードサービス事業」及び「その他」に含んでおりました、フランチャイジーの事業を集約し、報告セグメント「フランチャイジー事業」としております。

また、青山商事(株)にて展開しておりました、リユース事業につきましては、2021年4月1日付で連結子会社である(株)globに事業を譲渡しております。

当事業につきましては、フードサービス事業において時間短縮営業、酒類提供の自粛等の影響がありましたが、売上高は109億60百万円(前期は104億77百万円)、セグメント利益(営業利益)は2億11百万円(前期はセグメント利益(営業利益)77百万円)となりました。

売上高構成比
6.6%

その他 | (株)WTW、(株)カスタムライフ

その他の事業につきましては、売上高は16億42百万円(前期は24億11百万円)、セグメント損失(営業損失)は2億30百万円(前期はセグメント損失(営業損失)4億18百万円)となりました。

なお、2022年3月末の「ダブルティー」の店舗数は7店舗であります。

売上高構成比
1.0%

3 設備投資の状況

当連結会計年度における主な事業の設備投資の総額は31億14百万円であります。

事業別の設備投資金額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

事業名	設備投資金額	主な内容
ビジネスウェア事業	1,471	新店舗の出店及び既存店舗の修繕等
カード事業	190	カード業務に係るシステム投資等
印刷・メディア事業	154	生産体制の拡充を図るための投資
雑貨販売事業	246	新店舗の出店及び既存店舗の修繕等
総合リペアサービス事業	299	新店舗の出店及び既存店舗の修繕等
フランチャイジー事業	705	新店舗の出店等
その他	49	Webメディア事業に係るシステム投資等
合計	3,114	

なお、当連結会計年度中において、新たに出店、移転等を行った店舗は以下のとおりであります。

事業名	会社名	業態名	出店	移転・建替	閉店	
ビジネスウェア事業	青山商事(株)	洋服の青山	1	1	78	
		ザ・スーツカンパニー	1	5	4	
		ユニバーサル ランゲージ	0	0	2	
		ユニバーサル ランゲージ メジャーズ	3	0	0	
	青山洋服商業(上海)有限公司	洋服の青山	0	0	5	
	計		5	6	91	
雑貨販売事業	(株)青五	ダイソー	6	0	3	
	計		6	0	3	
総合リペアサービス事業	ミニット・アジア・パシフィック(株)	ミスター ミニット	日本	18	0	41
			オセアニア(オーストラリア、ニュージーランド)	7	0	0
			その他(シンガポール、マレーシア)	1	0	1
	計		26	0	42	
フランチャイジー事業	(株)glob	焼肉きんぐ	1	0	0	
		ゆず庵	0	0	0	
		セカンドストリート	2	0	0	
		ジャンブルストア	0	0	1	
		エニタイムフィットネス	2	0	0	
計		5	0	1		
その他	(株)WTW	ダブルティアー	1	0	0	
	計		1	0	0	

4 資金調達の様況

2021年9月16日に第2回無担保社債50億円及び第3回無担保社債50億円を発行いたしました。

5 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の様況

該当事項はありません。

6 他会社の事業の譲受けの様況

該当事項はありません。

7 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況

該当事項はありません。

8 他会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の様況

該当事項はありません。

9 財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	期 別	第55期 (2019年3月期)	第56期 (2020年3月期)	第57期 (2021年3月期)	第58期 (当連結会計年度 (2022年3月期))
売 上 高		250,300	217,696	161,404	165,961
営業利益又は営業損失(△)		14,629	818	△14,404	2,181
経常利益又は経常損失(△)		15,611	1,530	△11,436	5,150
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)		5,723	△16,900	△38,887	1,350
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)		114円32銭	△338円39銭	△781円33銭	27円12銭
総 資 産		390,340	375,335	329,452	322,725
純 資 産		224,170	199,158	164,460	164,501

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均株式数に基づき算出しております。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、2022年3月期に係る各数値については、当該会計基準を適用した後の数値となっております。

第55期

ビジネスウェア事業及びカジュアル事業において業績が不振であったことなどから、減収減益となりました。

第56期

ビジネスウェア事業の売上高及び売上総利益の減少や、カジュアル事業において、アメリカンイーグル事業の事業整理に伴う事業整理損失、総合リペアサービス事業において、ミニット・アジア・パンフィック(株)の日本事業に係るのれん等の減損損失を特別損失に計上したことなどにより、減収減益となりました。

第57期

新型コロナウイルス感染症の影響により、主にビジネスウェア事業及び総合リペアサービス事業において売上が減少したこと、あわせて、減損損失及び事業構造改革費用の特別損失計上や繰延税金資産の取崩し等により、減収減益となりました。

第58期(当連結会計年度)

第58期につきましては、前記「1.企業集団の現況に関する事項 1 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(2) 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	期 別	第55期 (2019年3月期)	第56期 (2020年3月期)	第57期 (2021年3月期)	第58期 (当期) (2022年3月期)
売 上 高		184,573	153,162	110,025	111,680
営業利益又は営業損失(△)		12,653	△164	△16,439	361
経常利益又は経常損失(△)		12,578	1,020	△13,766	3,088
当 期 純 利 益 又は当期純損失(△)		3,831	△23,276	△38,756	1,868
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)		76円53銭	△466円5銭	△778円69銭	37円51銭
総 資 産		320,715	292,272	242,477	232,947
純 資 産		210,756	180,542	143,485	143,726

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均株式数に基づき算出しております。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、2022年3月期に係る各数値については、当該会計基準を適用した後の数値となっております。

10 重要な親会社及び子会社の状況 (2022年3月31日現在)

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

(単位：百万円、%)

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
(株)青山キャピタル	5,000	100.0	カード事業
(株)エム・ディー・エス	50	100.0	店舗の企画・設計
(株)栄商	40	100.0	衣料用付属品の販売
ブルーリバーズ(株)	10	100.0	縫製加工業
青山洋服商業(上海)有限公司	30,000千円	100.0	中国におけるビジネスウェアの販売
服良(株)	90	100.0	スーツ等の製造・販売
上海服良時装有限公司	23,477千円	100.0(100.0)	スーツ等の製造受託
上海服良国際貿易有限公司	1,156千円	100.0(100.0)	スーツ等の協力工場の統括
上海服良工貿有限公司	500千円	100.0(100.0)	スーツ等の販売
PT.FUKURYO INDONESIA	76,840百万ルピア	90.0(90.0)	スーツ等の製造
(株)glob	10	100.0	フランチャイズ事業
ミニット・アジア・パシフィック(株)	100	100.0	靴修理等サービスの提供
Minit Oceania and S.E.A. Pte.Ltd.	51,327千SG\$	100.0(100.0)	オセアニア、東南アジアの「ミスターミニット」の地域統括
Minit Australia Pty Limited	11,369千AS\$	100.0(100.0)	オーストラリアの消費者への靴修理等サービスの提供
Minit New Zealand Limited	50千NZ\$	100.0(100.0)	ニュージーランドの消費者への靴修理等サービスの提供
Mister Minit(Singapore)Pte.Ltd.	2,916千SG\$	100.0(100.0)	東南アジア諸国の消費者への靴修理等サービスの提供
(株)W T W	10	100.0	雑貨・インテリア等の販売
(株)カスタムライフ	6	100.0	Webメディア事業
(株)アスコン	720	56.1	印刷・メディア事業
(株)青五	200	40.0〔25.0〕	雑貨販売事業

(注) 1. 当社の出資比率の () 書は、間接所有割合で内数を記載しております。
2. 当社の出資比率の [] 書は、緊密な者等の所有割合で外数を記載しております。

11 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、当社、連結子会社23社及び非連結子会社5社により構成され、ビジネスウェア事業、カード事業、印刷・メディア事業、雑貨販売事業、総合リペアサービス事業及びフランチャイジー事業の6事業の他、Webメディア事業等を行っております。

ビジネスウェア事業



青山商事(株)ビジネスウェア事業は、国内一般消費者に対しメンズやレディースのビジネスウェア及び関連洋品の販売を行っており、ブルーリバーズ(株)には、既製服の補正加工を委託しております。また、(株)エム・ディー・エスは店内外演出物の企画を、(株)栄商はハンガー・テラーバッグといった販売消耗品及び景品の企画を行っております。服良(株)は、メンズスーツ等を中国子会社である上海服良時装有限公司、上海服良国際貿易有限公司及び上海服良工貿有限公司、インドネシア子会社であるPT. FUKURYO INDONESIAに発注し、青山商事(株)等へ供給しております。青山洋服商業(上海)有限公司は、中国の一般消費者に対しメンズのビジネスウェア及び関連洋品の販売を行っております。

カード事業



(株)青山キャピタルが、主にクレジットカード事業を行っております。

印刷・メディア事業



(株)アスコンが、全国の流通小売業を中心顧客に、販促支援企業として多様なサービスを提供しております。

雑貨販売事業



(株)青五が、(株)大創産業と販売代理店契約を締結し、100円ショップ「ダイソー」を展開しております。

総合リペアサービス事業



ミニット・アジア・パシフィック(株)が、日本、オーストラリア及びニュージーランドを中心としたアジア太平洋地域において、「ミスターミニット」の統一ブランドのもと、消費者にむけた靴修理、鍵複製などの各種サービスを行っております。

フランチャイジー事業



(株)globが、(株)物語コーポレーションが運営する「焼肉きんぐ」及び「ゆず庵」、(株)ゲオが運営する「セカンドストリート」及び「ジャンプストア」並びに(株)Fast Fitness Japanが運営する「エニタイムフィットネス」のFC店舗を展開しております。

その他

(株)WTWは、雑貨・インテリアを取り扱う「WTW」を展開しております。
(株)カスタムライフは、Webメディア事業を展開しております。

12 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末
6,523名(3,785名)	7,538名(3,752名)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
 2. 従業員数欄の()は、臨時従業員の期末における8時間換算による雇用人員であり、外数で記載しております。
 3. 従業員数が当連結会計年度において1,015名減少しておりますが、主として当社において希望退職者の募集を行ったことなどによるものであります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,192名	952名減	35.7歳	12.5年

13 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
	百万円
(株)三井住友銀行	28,913
(株)もみじ銀行	17,000
(株)みずほ銀行	16,800

14 その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

15 対処すべき課題

当社グループを取り巻くビジネス環境は大きく変化しております。特に中核事業であるビジネスウェア事業においては、構造的な生産年齢人口の減少やオフィスウェアのカジュアル化が進むなか、コロナ禍での新しい生活様式への移行に伴い、デジタルによる業務革新やEC市場の拡大が見られました。

また、サステナブル商品への関心の高まりなど、ビジネスウェアに対する消費者意識も変化しております。

さらに供給面では、新型コロナウイルス感染症の影響などによって、生産工場の稼働停止、物流停滞による商品供給の遅延及び物流コストの増加もあり、価格面でも、原材料価格の上昇や為替相場の変動などによる原価上昇が今後も続くものと予想されております。

このような厳しい環境の変化に対応するため、当社は、数年をかけて、「顧客志向経営」、「リブランディング」、「コスト構造最適化」を柱とする『ビジネスウェア事業再構築プロジェクト』を起点とし、様々な改革に取り組んで参りました。そのなかでもコスト構造改革については、第一段階としての進捗を果たしたと考えておりますが、今後も継続して積極的に取り組んで参ります。

今後も、当社グループの中期経営計画『Aoyama Reborn 2023』の経営ビジョン実現に向けて取り組み、より多くのお客様から支持される企業として、持続的成長を目指して参ります。そして、その結果として2024年3月期の中期経営計画最終年度に、連結売上高2,000億円、連結営業利益110億円、連結当期純利益80億円とするKPI(重要経営指標)※の達成を目指して参ります。

具体的には、経営ビジョン「ビジネスウェア事業の変革と挑戦」においては、お客様に向き合った新たな商品やサービスの提案を行い、LTV(顧客生涯価値)の最大化を図り、あわせて、OMO戦略を推進しお客様の利便性を高めることで、店舗とECを相互利用いただけるお客様の増加を目指して参ります。さらに、オーダー・レディス・フォーマル・ECなどの成長分野に注力し、さらなる売上と利益の増加を図って参ります。

次に「グループ経営の推進」においては、自立と協働による「スクラム経営」で、ガバナンスの強化と各グループ事業の重点施策を着実に進めて参りますが、まずは、新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業の立て直しを図って参ります。

また、「サステナブルへの取組」については、SDGsを重視したESGへの取組みをさらに強化し、中期経営計画最終年度の目標である、①CO₂排出量2014年3月期比30%削減、②女性管理職比率10%以上、③Sedex登録社数15工場以上の達成を目指して参ります。

株主の皆様におかれましては、今後ともお一層のご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

※上記KPIは、「収益認識に関する会計基準」等適用前の金額となっております。

(ご参考)

中期経営計画

Aoyama Reborn 2023

経営ビジョン

KPI(重要経営指標)

	2024年3月期計画
連結売上高	2,000億円
連結営業利益	110億円
連結当期純利益	80億円

※2024年3月期計画は「収益認識に関する会計基準」等適用前の数値

1 ビジネスウェア事業の変革と挑戦

- リブランディングを柱とするLTV(顧客生涯価値)の最大化
- DX戦略(OMO戦略・デジタル基盤整備)による顧客接点の拡大

2 グループ経営の推進

- グループガバナンスとグループ内連携の強化
- 成長分野への経営資源の重点配分

3 サステナブルへの取組

- SDGsを重視したESGへの取組み強化

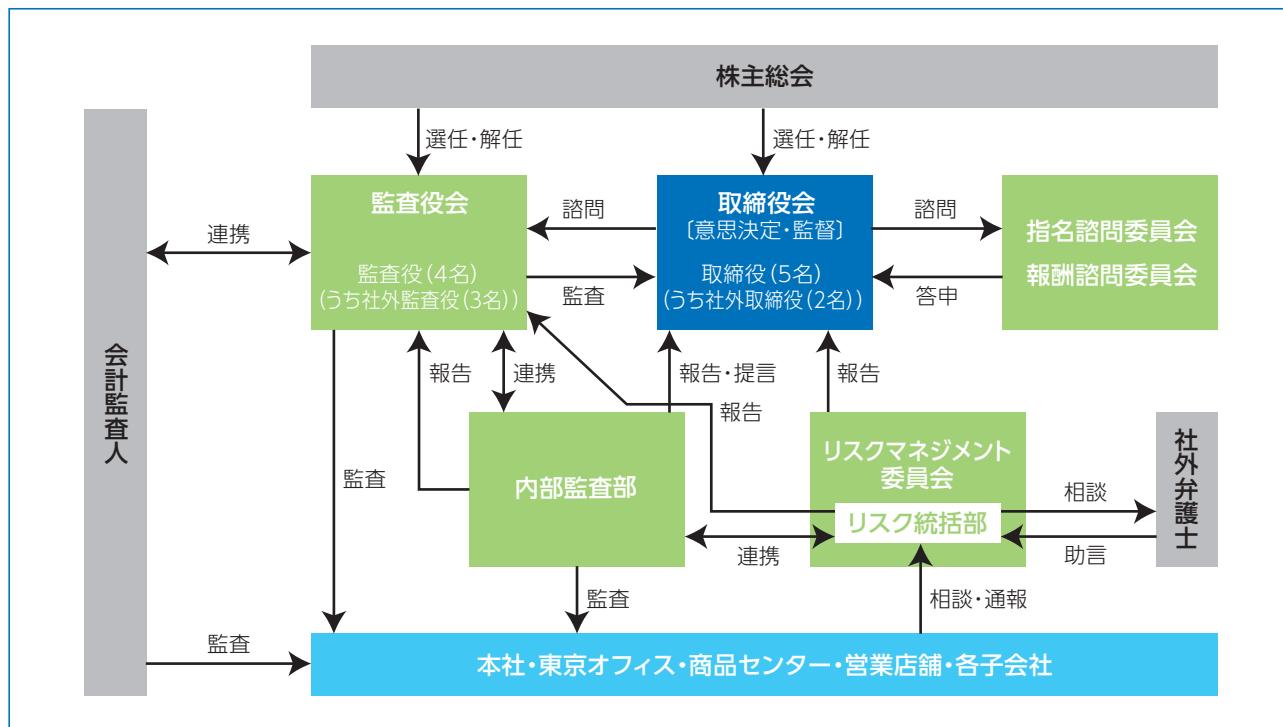
2. コーポレート・ガバナンスに対する考え方及び体制

1 コーポレート・ガバナンスの考え方・基本方針

当社は、企業倫理の重要性を認識し、かつ経営の健全性向上を図り、株主価値を重視した経営を展開すべきと考えております。また、企業競争力強化の観点から経営判断の迅速化を図ると同時に、持続的な企業価値向上を実現するために、意思決定及び業務執行並びにそれらの監督を適正に行える体制を構築し、経営の適法性、効率性及び透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に主眼を置いた経営を目標にしております。

2 コーポレート・ガバナンスの体制と運営（2022年3月31日現在）

当社の業務執行の体制と内部統制システムの概要は下図のとおりであります。



3 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会における決定内容の概要および当該体制の運用状況は以下のとおりであります。

内部統制システム構築の基本方針

(1) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の社会的責任および企業倫理を遵守すべく、役員および従業員が法令および社会通念等を遵守した行動を取るための行動規範として、規程（コンプライアンス・マニュアル）を制定し周知徹底させる。
- ② 社長を委員長とするリスクマネジメント委員会内にコンプライアンス部会を設置し、企業活動における法令遵守、コンプライアンスに係る諸問題に対応する。
- ③ 役員および従業員が、企業倫理もしくは法令遵守上疑義ある行為等について、情報提供をおこなう手段としてグループ内部通報制度を設け、不正行為等の早期発見、是正に努める。
- ④ 内部監査部門として、社長直轄の内部監査部が内部監査を実施する。
- ⑤ 当社は、暴力団排除条例に基づき、市民生活や企業活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断するとともに、それらの活動を助長および経済的利益を含む一切の利益を供与することに加担しない。万一、反社会的勢力および団体から直接、間接を問わず不当な要求を受けた場合は、弁護士や警察と連携し毅然とした対応をおこなう。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る報告等は、社内規則「文書管理規程」に基づき、担当部署が保存および管理するものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 事業活動全般にわたる生じる様々なリスクのうち、経営戦略上のリスクについては、事前に関連部門においてリスクの分析やその対応策の検討をおこない、必要に応じて役員会、取締役会において審議する。
- ② 業務運営上のリスクについては、リスクの洗い出しをおこない、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針と対策の決定、実行、モニタリングをおこない、適切にリスク管理をおこなう。個人情報に関しては、情報セキュリティ推進室および個人情報管理室を設置するとともに情報セキュリティ基本方針および個人情報保護方針（プライバシーポリシー）を制定し、「個人情報管理責任者」を設け、マニュアルの更新、社内教育の徹底とともに情報システムを含めた社内管理体制を強化する。
- ③ 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チームおよび顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し、迅速な対応をおこない、損失を最小限に止める体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

- ① 経営と執行の分離を進めるために執行役員制度を導入し、執行役員には責任と権限を大幅に委譲することで、迅速な意思決定と業務執行をおこなう。
- ② 取締役会は、法令、定款に定められた事項および経営の基本方針等重要な業務に関する事項の決議をおこなうことを目的に原則月2回開催する。
- ③ 取締役会は、中期経営計画および年度計画を定め、当社として達成すべき目標を明確化するとともに、各執行役員の所管する部門ごとに業績目標を明確化し、その進捗を取締役会等で、定期的に報告させ、執行役員の業務執行を監督する。
- ④ 業務執行に関する重要事項および取締役会の付議事項の審議機関として、取締役および常勤監査役等で構成する役員会を原則毎週1回開催し、各部門の業務執行、予算執行の適正化ならびに意思決定の迅速化を図る。
- ⑤ 「職務分掌権限規程」に基づき、効率的な業務執行をおこなう。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社の経営の自主性および独立性を重んじつつ、子会社の取締役等の職務の執行が効率的におこなわれる体制、ならびに損失の危機の管理体制を確保するため、取締役もしくは監査役を必要に応じて派遣するとともに、当社内に主管部門を定めることとし、当該主管部門は、子会社と事業運営に関する重要な事項について情報交換および協議をおこなう。
- ② 当社は、「グループ会社管理規程」に基づき、子会社の経営上の重要事項について、審議するものとする。また子会社の業務執行状況、財務状況等について、当社への定期的な報告を義務付ける。
- ③ リスクマネジメント委員会内のコンプライアンス部会に、各子会社のメンバーが参加し、グループ内の業務活動が適正かつ効率的におこなわれているかチェックする。
- ④ 内部監査部門は、各子会社の業務の状況について、定期的に監査をおこなう。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ① 当社は、監査役がその職務を補助すべき従業員を置くものとする。従業員の人数、人選等については、監査役と取締役が協議するものとする。
- ② 当該従業員の人事異動等に関しては、監査役の事前の同意を得るものとする。

(7) 当社および子会社の取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社の取締役および従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生、もしくは発生するおそれがあるとき、または取締役および従業員による違法もしくは不正な行為を発見したときは、速やかに監査役に報告をおこなう。また、その他の重要な事項について、りん議書もしくは報告書を常勤監査役へ回付する。
- ② 監査役は、原則、役員会やリスクマネジメント委員会等の会議に出席し、業務の執行状況等について、当社の取締役および従業員より、報告を受けるものとする。
- ③ 子会社の取締役および従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生、もしくは発生するおそれがあるとき、または

取締役および従業員による違法もしくは不正な行為を発見したときは、速やかに当該主管部門に報告をおこなう。当該主管部門は、その内容を当社の監査役に報告する。

- ④ 監査役は、当社の監査部門の監査報告会等に出席し、子会社におけるリスク管理状況等について報告を受ける。
 - ⑤ 監査役は、必要に応じて業務執行に関する報告、説明または関係資料の提出を当社および子会社の取締役および従業員に求めることができる。
- ## (8) 上記(7)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社および子会社において、監査役への上記(7)の報告をおこなった当社グループの役員および従業員に対し、当該報告をおこなったことを理由として不利な取扱いを禁止し、その旨を当社グループの役員および従業員に周知徹底する。

(9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

- ① 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等を請求したときは、担当部門において必要でないこと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ② 当社は、監査役が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなど必要な監査費用を認める。

(10) その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

- ① 監査役の監査機能の向上のために、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を確保する。
- ② 取締役は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
- ③ 監査役は、取締役の職務執行の監査および監査体制の整備のため、代表取締役と定期的に会合をもち、意見交換をする。
- ④ 監査役は、会計監査人および内部監査部門と情報・意見交換等をおこなうための会合を定期的に開催し、緊密な連携を図る。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

社内規則の周知徹底や社内研修による教育を実施するとともに、リスクマネジメント委員会内のコンプライアンス部会の活動を通じて、コンプライアンス意識の浸透に努めるほか、グループ内部通報制度により不適切な事象の早期発見、早期是正に取り組んでいる。また、内部監査部による内部監査体制の強化を図っている。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録は、取締役会開催ごとに作成され、取締役会事務局に保存されている。また、りん議書についても、文書管理規程に基づき、各担当部署に保存されている。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営戦略上のリスクについては、その重要性に応じて、取締役会および役員会にて審議をおこない、案件に応じて都度、必要なリスクへの手当てを講じている。また、業務管理上のリスクについては、リスクの未然防止、極小化のためにリスクマネジメントプログラムを策定している。当社および子会社のリスクを総括的に管理すべく、リスクの可視化および組織体制、各規程の整備等をおこない、さらなるリスク管理体制の高度化を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

取締役会、役員会は月次業績のレビューと改善策の実施をおこなうとともに、目的に沿って円滑に運営している。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

リスク統括部により子会社のリスク管理体制作りをすすめており、潜在リスクの把握と対策に努めている。また、内部監査部に

よる内部監査体制の強化を図り、当社および子会社からなる企業集団の業務状況について、定期的に監査をおこなうとともに監査結果については、取締役会に定期的に報告している。

(6) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役の要求する適切な能力、知見を有する内部監査部の担当者が、監査役の補佐にあたっている。

(7) 当社および子会社の取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

グループ内部通報制度の周知を図り、会社に重大な損失を与える事項の発生もしくは発生のおそれ等があるときは、速やかに監査役に報告する体制をとっており、また、監査役は、役員会やリスクマネジメント委員会等の会議に出席し、業務の執行状況等について、報告を受け、適宜、積極的な発言がおこなわれている。

(8) 上記(7)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

社内規程に則り、当該報告をおこなったことを理由とした当該報告者に対する不利な取扱いを禁止している旨を周知徹底している。

(9) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

監査役監査基準に従い、監査の実効性を確保するために、監査役職務の執行上必要と見込まれる費用について、あらかじめ予算計上している。

緊急または臨時に発生した費用についても、必要と認められた場合速やかに当該費用を処理している。

(10) その他監査役監査の実効性をおこなわれることを確保するための体制

当社の独立性基準に基づき、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を確保しており、また、各部門は監査役による往査に協力し、会計監査人や内部監査部も監査役に適宜報告するなど、監査役と連携することにより、監査役往査の実効性向上に努めている。

3. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 174,641,100株

(2) 発行済株式の総数 50,394,016株

(3) 1単元の株式の数 100株

(4) 株主数 25,743名 (前期末比 1,407名減)

(5) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	5,637	11.24
(株)HK	3,000	5.98
(株)日本カストディ銀行(信託口)	2,579	5.14
(有)青山物産	1,810	3.61
青山 理	1,511	3.01
星野商事(株)	1,001	2.00
(株)三井住友銀行	1,000	1.99
J Pモルガン証券(株)	821	1.64
THE BANK OF NEW YORK 133972	768	1.53
青山商事(株) 社員持株会	725	1.45

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社の新株予約権等に関する事項

1 当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

2 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

3 当事業年度中に従業員等に対し職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4 その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	あおやま 青山 理	(有)青山物産 代表取締役 (株)青山キャピタル 取締役 (株)青五 取締役 (株)エム・ディー・エス 取締役 (株)栄商 取締役 (株)glob 取締役
取締役 (常務執行役員商品本部長)	おかの 岡野 眞二	服良(株) 取締役 青山洋服商業(上海)有限公司 董事
取締役 (常務執行役員 グループ経営本部長 兼総合企画部長)	やまね 山根 康一	(株)エム・ディー・エス 取締役 (株)栄商 取締役 青山洋服商業(上海)有限公司 監査人 ミニット・アジア・パシフィック(株) 監査役 (株)カスタムライフ 監査役
取締役	こばやし 小林 宏明	日東製網(株) 代表取締役 日本ターニング(株) 代表取締役 (株)泰東 取締役
取締役	わたなべ 渡邊 徹	弁護士 弁護士法人北浜法律事務所 代表社員 粧美堂(株) 社外取締役(監査等委員) オーウエル(株) 社外取締役(監査等委員)
常任監査役 (常勤)	おおさこ 大迫 智一	(株)青山キャピタル 監査役 (株)アスコン 監査役
監査役	おおぎ 大木 洋	税理士 安芸観光ゴルフ(株) 社外監査役
監査役	たけがわ 竹川 清	公認会計士 税理士
監査役	のがみ 野上 昌樹	弁護士 弁護士法人大江橋法律事務所 社員 (株)日進製作所 社外監査役 センコー・プライベートリート投資法人 監督役員

- (注) 1. 取締役 小林 宏明及び渡邊 徹の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であるとともに、(株)東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
2. 取締役 小林 宏明氏は、経営者として豊富な経験と幅広い知見を有しており、また、製造業を中心とする会社を経営されているため、当社と異なった視点から経営の監視、監督を遂行できる十分な見識を有するものであります。
3. 取締役 渡邊 徹氏は、弁護士として企業法務に精通しており、企業経営を統治する十分な見識を有するものであります。
4. 監査役 大木 洋、竹川 清及び野上 昌樹の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であるとともに、(株)東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
5. 監査役 大木 洋氏は、税理士であり税務署長を経験するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役 竹川 清氏は、公認会計士並びに税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役 野上 昌樹氏は、弁護士として長年の経験を有し企業法務に精通しており、企業経営を統治する十分な見識を有するものであります。
8. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。同保険の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役であり、填補対象となる保険事故は、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金及び訴訟費用等となっております。ただし、故意または重過失に起因する損害賠償請求等については填補されません。なお、保険料は全額当社が負担しております。
9. 当社は、2005年6月29日より執行役員制度を導入しております。
2022年3月31日現在の取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。

会社における地位	氏 名	担 当
常 務 執 行 役 員	まつ かわ よし ゆき 松 川 修 之	営業本部長
常 務 執 行 役 員	ざい つ しん じ 財 津 伸 二	ミニット・アジア・パシフィック(株) 代表取締役社長
執 行 役 員	ち ば ただ お 千 葉 直 郎	開発本部長
執 行 役 員	ふる いち たか よし 古 市 誉 富	(株)glob 代表取締役社長
執 行 役 員	やま もと たつ のり 山 本 龍 典	商品副本部長
執 行 役 員	えん どう たい ぞう 遠 藤 泰 三	管理本部長
執 行 役 員	せ の ぐち たか 瀬 之 口 隆	法人部長
執 行 役 員	すず き しょう すけ 鈴 木 章 介	レディス事業部長
執 行 役 員	た なか ゆう じ 田 中 祐 仁	リスク統括部長
執 行 役 員	こう の かつ ひこ 河 野 克 彦	TSC 事業本部長
執 行 役 員	おく しま けん じ 奥 島 賢 二	ミニット・アジア・パシフィック(株) 取締役

2 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

当社は、2021年3月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を決議しております。

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

① 基本方針

当社は、取締役の報酬制度をコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、下記の報酬方針に基づき設定・運用するものとしたします。

〔報酬方針〕

- a. 業績向上を図り、継続的な企業価値向上につながる報酬制度であること。
- b. 株主と利害を共有できる報酬制度であること。
- c. 報酬の決定プロセスが客観的で透明性の高い報酬制度であること。
- d. 個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責に加えて世間水準及び当社の業績・財務状況を踏まえた適正な水準とすること。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役並びに監査役については基本報酬のみとする。

② 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、役位、職責、当社の財務状況等を総合的に勘案して決定するものとしたします。

③ 業績連動報酬並びに非金銭報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合い、連結営業利益の対前年度比成長率、連結当期純利益の目標値に対する達成度合い、及び個人評価に応じて算出された額を業績報酬として、12で除した額を毎月支給いたします。

目標となる業績指標とその値は適宜、環境の変化に応じて報酬諮問委員会の答申を踏まえて見直しを行うものとしたします。

非金銭報酬は、譲渡制限付株式を用いた株式報酬であります。

④ 基本報酬の額、業績連動報酬の額または非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額（全体）に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、同業他社をはじめ世間の状況を参考にしながら、報酬諮問委員会において審議を行います。取締役会は、報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、インセンティブが適切に機能する報酬割合を決定することとしたします。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬：非金銭報酬=63：27：10といたします（目標を100%達成の場合）。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

定時株主総会終了後の報酬諮問委員会にて審議を行い、当該委員会の答申を受けた取締役会にて審議し、取締役の報酬総額を決定するとともに、個人別の報酬額について代表取締役社長に一任することを決定いたします。代表取締役社長は一任決議を受け、個人別の基本報酬の額、業績報酬の額、株式報酬の交付株式数を決定いたします。

当社は、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長 青山 理が取締役の個人別の報酬額を決定しております。

これらの権限を代表取締役社長に委任した理由は、当社を取り巻く環境や経営状況等を当社において最も熟知し、総合的に報酬額を決定できると判断したためであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の支給限度額は、2006年6月29日開催の第42回定時株主総会において、年額6億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。

監査役の支給限度額は、1993年6月29日開催の第29回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

なお、取締役及び監査役の退職慰労金については、2006年6月29日開催の第42回定時株主総会にて制度を廃止しております。

また、2021年6月29日開催の第57回定時株主総会において、上記取締役の支給限度額の範囲内で当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、事後交付型株式報酬制度に関する報酬等として、金銭報酬債権を付与することを決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(うち社外取締役)	133(22)	131(22)	2(—)	—(—)	7(3)
監査役(うち社外監査役)	42(24)	42(24)	—(—)	—(—)	4(3)

(注) 1. 業績連動報酬の内容は、(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載のとおりであります。なお、前連結会計年度の連結営業損失は144億4百万円、連結当期純損失は388億87百万円、当連結会計年度は連結営業利益21億81百万円、連結当期純利益は13億50百万円であります。

2. 当事業年度末現在の人員は、取締役5名（うち社外取締役2名）、監査役4名（うち社外監査役3名）であります。上記の員数には、2021年6月29日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）を含んでおります。

4 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

役 職	氏 名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
社外取締役	小林 宏明	日東製網(株)	代表取締役	当社と日東製網(株)、日本ターニング(株)及び(株)泰東との間に重要な取引、その他の関係はありません。
		日本ターニング(株) (株)泰東	代表取締役 取締役	
社外取締役	渡邊 徹	弁護士法人北浜法律事務所	代表社員	当社と弁護士法人北浜法律事務所、粧美堂(株)及びオーウエル(株)との間に重要な取引、その他の関係はありません。
		粧美堂(株) オーウエル(株)	社外取締役 (監査等委員) 社外取締役 (監査等委員)	
社外監査役	大木 洋	安芸観光ゴルフ(株)	社外監査役	当社と安芸観光ゴルフ(株)との間に重要な取引、その他の関係はありません。
社外監査役	野上 昌樹	弁護士法人大江橋法律事務所	社 員	当社と弁護士法人大江橋法律事務所、(株)日進製作所及びセンコー・プライベートリート投資法人との間に重要な取引、その他の関係はありません。
		(株)日進製作所 センコー・プライベートリート投資法人	社外監査役 監督役員	

(2) 当社または特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(3) 事業年度における主な活動状況

役 職	氏 名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況
社外取締役	小林 宏明	24回中24回	—	取締役会において、主に経営者としての豊富な経験と幅広い知見から適宜発言を行っております。また、取締役候補者の選任や報酬の決定における透明性及び客観性の向上等を目的として設置している指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員を務めております。
社外取締役	渡邊 徹	24回中23回	—	取締役会において、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。また、取締役候補者の選任や報酬の決定における透明性及び客観性の向上等を目的として設置している指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員長を務めております。
社外監査役	大木 洋	24回中24回	9回中9回	取締役会及び監査役会において、主に税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	竹川 清	24回中22回	9回中8回	取締役会及び監査役会において、主に公認会計士並びに税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	野上 昌樹	24回中22回	9回中9回	取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

6. 会計監査人に関する事項

1 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

2 会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 60百万円

(2) 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 103百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会の公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、経営執行部門及び会計監査人から必要書類を入手し、報告を受けたうえで、会計監査人の職務執行状況、監査計画の内容、報酬見積もりの算出根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と有限責任 あずさ監査法人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分不能であるため上記(1)の金額についてはこれらの合計額をそのまま記載しております。
3. 当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

3 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、買収に係る財務デューデリジェンス業務等についての対価を支払っております。

4 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会で協議のうえ、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査役会が選定した監査役は、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の独立性、監査体制、品質管理体制が整備されていないと認められる場合など、会計監査人の職務の執行に支障があると認められるときは、当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	
	第58期 (2022年3月31日現在)	(ご参考)第57期 (2021年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	188,197	181,226
現金及び預金	73,433	53,024
受取手形及び売掛金	—	16,275
受取手形	56	—
売掛金	15,256	—
棚卸資産	41,318	51,807
営業貸付金	53,446	54,622
その他	4,804	5,607
貸倒引当金	△ 116	△ 111
固定資産	134,419	148,208
有形固定資産	83,978	87,947
建物及び構築物	35,382	38,462
機械装置及び運搬具	923	1,163
土地	37,501	37,307
リース資産	7,156	7,607
建設仮勘定	21	129
その他	2,992	3,277
無形固定資産	10,968	11,870
借地権	740	737
商標権	1,637	1,730
ソフトウェア	2,345	2,609
電話加入権	137	137
のれん	5,367	5,898
その他	740	757
投資その他の資産	39,471	48,390
投資有価証券	5,342	10,723
長期貸付金	1,687	2,238
退職給付に係る資産	87	164
繰延税金資産	9,705	9,200
敷金及び保証金	18,796	22,205
投資不動産	3,181	3,185
その他	964	973
貸倒引当金	△ 292	△ 300
繰延資産	108	17
社債発行費	108	17
資産合計	322,725	329,452

科目	金額	
	第58期 (2022年3月31日現在)	(ご参考)第57期 (2021年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	68,849	101,078
支払手形及び買掛金	10,715	10,635
電子記録債務	8,943	8,717
1年内償還予定の社債	50	20,050
短期借入金	30,461	38,064
未払金	5,591	13,317
未払法人税等	1,310	1,028
契約負債	1,815	—
賞与引当金	1,053	1,099
製品交換引当金	863	—
その他	8,044	8,164
固定負債	89,374	63,912
社債	22,045	2,095
長期借入金	48,389	38,593
ポイント引当金	—	1,997
退職給付に係る負債	9,272	10,592
リース債務	4,346	4,871
その他	5,321	5,762
負債合計	158,224	164,991
純資産の部		
株主資本	176,438	175,563
資本金	62,504	62,504
資本剰余金	62,448	62,464
利益剰余金	53,069	52,270
自己株式	△ 1,583	△ 1,675
その他の包括利益累計額	△ 15,293	△ 14,720
その他有価証券評価差額金	721	2,184
繰延ヘッジ損益	24	2
土地再評価差額金	△ 15,136	△ 15,274
為替換算調整勘定	555	△ 280
退職給付に係る調整累計額	△ 1,457	△ 1,351
非支配株主持分	3,356	3,617
純資産合計	164,501	164,460
負債及び純資産合計	322,725	329,452

(注) (ご参考) 第57期連結貸借対照表の数値は、「収益認識に関する会計基準」等を適用しておりません。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額			
	第58期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)		(ご参考)第57期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)	
売上高		165,961		161,404
売上原価		82,252		81,382
売上総利益		83,709		80,021
販売費及び一般管理費		81,527		94,425
営業利益又は営業損失 (△)		2,181		△ 14,404
営業外収益				
受取利息	52		77	
受取配当金	256		250	
不動産賃貸料	2,390		1,922	
デリバティブ評価益	104		217	
為替差益	345		—	
助成金収入	789		1,412	
受取補償金	805		—	
その他	517	5,262	1,058	4,937
営業外費用				
支払利息	348		309	
不動産賃貸原価	1,799		1,463	
為替差損	—		42	
その他	145	2,293	155	1,970
経常利益又は経常損失 (△)		5,150		△ 11,436
特別利益				
固定資産売却益	111		45	
投資有価証券売却益	1,346	1,457	21	67
特別損失				
固定資産除売却損	209		277	
減損損失	2,139		10,692	
災害による損失	2		38	
関係会社株式評価損	136		—	
事業整理損失	—		672	
事業構造改革費用	—		6,002	
新型コロナウイルス対応による損失	—		1,531	
関係会社製品交換費	1,169	3,659	—	19,214
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失 (△)		2,949		△ 30,583
法人税、住民税及び事業税	1,696		1,557	
法人税等調整額	139	1,835	6,554	8,112
当期純利益又は当期純損失 (△)		1,113		△ 38,695
非支配株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 (△)		△ 237		192
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 (△)		1,350		△ 38,887

(注) (ご参考) 第57期連結損益計算書の数値は、「収益認識に関する会計基準」等を適用しておりません。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額		科目	金額	
	第58期 (2022年3月31日現在)	(ご参考)第57期 (2021年3月31日現在)		第58期 (2022年3月31日現在)	(ご参考)第57期 (2021年3月31日現在)
資産の部			負債の部		
流動資産	106,110	102,945	流動負債	42,695	63,648
現金及び預金	45,874	26,909	買掛金	7,510	8,103
売掛金	10,364	10,425	電子記録債務	8,716	8,288
商品	35,558	46,035	短期借入金	14,400	30,000
貯蔵品	465	607	リース債務	480	456
前渡金	136	43	未払金	4,993	11,750
関係会社短期貸付金	10,797	15,480	未払費用	823	1,059
前払費用	2,011	2,365	未払法人税等	532	418
その他	906	1,084	契約負債	1,815	—
貸倒引当金	△ 5	△ 5	前受金	518	490
固定資産	126,786	139,531	預り金	34	141
有形固定資産	67,318	71,798	賞与引当金	491	496
建物	25,120	27,907	資産除去債務	111	1,232
構築物	2,889	3,410	その他	2,264	1,209
機械及び装置	27	163	固定負債	46,525	35,343
車両運搬具	1	2	社債	10,000	—
器具備品	2,435	2,749	長期借入金	25,300	20,000
土地	34,522	34,760	リース債務	868	1,139
リース資産	2,310	2,698	退職給付引当金	6,516	7,893
建設仮勘定	10	105	株式給付引当金	348	376
無形固定資産	2,771	2,971	ポイント引当金	—	1,989
借地権	711	711	資産除去債務	787	882
商標権	9	40	その他	2,703	3,060
ソフトウエア	1,936	2,108	負債合計	89,220	98,991
電話加入権	112	112	純資産の部		
投資その他の資産	56,696	64,761	株主資本	158,068	156,366
投資有価証券	4,771	9,201	資本金	62,504	62,504
関係会社株式	16,987	17,938	資本剰余金	62,510	62,526
関係会社出資金	395	395	資本準備金	13,026	13,026
長期貸付金	1,623	2,035	その他資本剰余金	49,484	49,500
長期前払費用	345	444	利益剰余金	34,637	33,010
繰延税金資産	7,766	7,268	利益準備金	2,684	2,684
敷金及び保証金	17,173	20,581	その他利益剰余金	31,953	30,326
投資不動産	7,591	6,857	別途積立金	26,100	66,100
その他	56	56	繰越利益剰余金	5,853	△ 35,773
貸倒引当金	△ 15	△ 17	自己株式	△ 1,583	△ 1,675
繰延資産	50	—	評価・換算差額等	△ 14,342	△ 12,880
社債発行費	50	—	その他有価証券評価差額金	723	2,185
資産合計	232,947	242,477	土地再評価差額金	△ 15,065	△ 15,065
			純資産合計	143,726	143,485
			負債及び純資産合計	232,947	242,477

(注) (ご参考) 第57期貸借対照表の数値は、「収益認識に関する会計基準」等を適用しておりません。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額			
	第58期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)		(ご参考)第57期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)	
売上高		111,680		110,025
売上原価		49,763		50,625
売上総利益		61,917		59,399
販売費及び一般管理費		61,556		75,839
営業利益又は営業損失 (△)		361		△ 16,439
営業外収益				
受取利息	91		109	
受取配当金	852		444	
不動産賃貸料	3,346		2,780	
デリバティブ評価益	104		216	
為替差益	242		17	
助成金収入	44		824	
受取補償金	805		—	
その他	257	5,745	759	5,151
営業外費用				
支払利息	200		130	
不動産賃貸原価	2,743		2,310	
その他	74	3,017	37	2,478
経常利益又は経常損失 (△)		3,088		△ 13,766
特別利益				
固定資産売却益	50		45	
投資有価証券売却益	1,346	1,396	—	45
特別損失				
固定資産除売却損	105		127	
減損損失	1,998		10,150	
災害による損失	2		38	
関係会社株式評価損	136		—	
事業整理損失	—		672	
事業構造改革費用	—		6,003	
新型コロナウイルス対応による損失	—	2,243	1,180	18,171
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失 (△)		2,241		△ 31,892
法人税、住民税及び事業税	299		331	
法人税等調整額	72	372	6,532	6,864
当期純利益又は当期純損失 (△)		1,868		△ 38,756

(注) (ご参考) 第57期損益計算書の数値は、「収益認識に関する会計基準」等を適用しておりません。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

青山商事株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 杉田 直樹
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 安田 智則
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 小松野 悟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、青山商事株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、青山商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

青山商事株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉田 直樹
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安田 智則
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小松野 悟

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、青山商事株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

青山商事株式会社 監査役会

常任監査役(常勤) 大迫 智一 ㊟

社外監査役 大木 洋 ㊟

社外監査役 竹川 清 ㊟

社外監査役 野上 昌樹 ㊟

以上

トピックス

“手ごろな価格”とスポーツ素材を使用した“高い機能性”を備える
セットアップスーツ『ゼロプレッシャースーツ』を発売



働き方の多様化により、仕事着と普段着の垣根が低くなりつつあるなかで、手軽に扱えてカジュアルスタイルにも取り入れやすいスーツが話題となっています。コロナ禍においては機能的で手ごろな価格の衣料品も増えていることから、税込 10,000円を下回る価格の機能性セットアップスーツを当社として初めて企画・販売いたしました。

ゼロプレッシャースーツは、一般的なスーツと比べて縦・横ともに6倍(当社比)のストレッチ性を誇るなど、抜群の動作性を体感できる商品です。価格はジャケット 6,050円・パンツ 3,850円(税込)で、“機能的”だけど“手ごろな価格”で購入でき、カジュアルスタイルにも取り入れやすいスーツとして提案しております。



ゼロプレッシャースーツ着用イメージ

3つ目の柱となるオーダースーツブランド 『麻布テーラー』が当社グループに参画

当社グループは、ビジネスウェア事業の変革と挑戦を進めるため、2024年3月期を最終年度とした3ヶ年の中期経営計画『Aoyama Reborn 2023』にて、オーダースーツを成長分野のひとつとして捉え、拡大戦略をスピード感を持って実行しております。

この度、当社オーダースーツブランド「Quality Order SHITATE」、「UNIVERSAL LANGUAGE MEASURE'S」に次ぐ3つ目のブランドとして「麻布テーラー」を運営するメルボグループを完全子会社化しま

した。同社工場は1964年の東京五輪日本選手団のブレザーを手掛けるなど歴史に裏打ちされた高い縫製技術を有し、また、店舗スタッフの接客力・提案力にも定評があり、多くのお客様から高い支持を頂戴しております。

既存のブランドとともに成長していくことにより、オーダー市場でのさらなるシェア拡大を目指し、お客様へより良いサービスを提供することに努めて参ります。

azabu tailor



麻布テーラー店内

ESGへの取組み

当社は、環境への配慮・社会貢献・ガバナンス強化といったESG (Environment・Social・Governance) に関する課題に積極的に対応し、社会の持続可能性 (サステナビリティ) の向上につながる取組みを進めております。

 環境	<div style="background-color: #2e8b57; color: white; padding: 5px; display: inline-block;">環境方針</div> 環境保全が人類共通の重要課題と認識し、事業活動において環境負担への低減に努め、持続可能な社会に貢献します。
 社会	<div style="background-color: #e67e22; color: white; padding: 5px; display: inline-block;">社会方針</div> 人を最大の経営資源と定め、働き方改革・女性活躍推進に取組むとともに、地域との共創実現のための環境を整備していきます。
 企業統治	<div style="background-color: #2980b9; color: white; padding: 5px; display: inline-block;">ガバナンス方針</div> 企業倫理の重要性を認識し、かつ経営の健全性向上を図り、企業価値向上を意識した経営を推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2015年に国連サミットで2030年までの国際目標である「持続可能な開発目標 (SDGs)」が発表されました。目標の達成には、政府、企業、団体、個人といった全セクターが普遍的に取組む必要があります。当社グループにおいても、環境・社会課題の認識と解決のためにSDGsを重要視し、当社グループのESGへの取組みと関連付け、今後より一層持続可能な社会の実現のために貢献して参ります。

当社は、主に以下の取組みを行っております。

E 環境

- ・気候変動緩和
CO₂排出量37.6%削減（2013年度比）
CDPスコアリング評価「B」
- ・TCFD提言に基づく情報開示
ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標の開示
- ・資源循環
破損したプラスチックハンガーのペレット化（樹脂材料化）



S 社会

- ・女性活躍推進
女性管理職比率：9.7% 全従業員がワークライフバランスの取れた生活を送れるよう「一般事業主行動計画」を策定し、厚生労働省へ提出、社内外へ公表
- ・社会・地域貢献活動
石川県輪島市、鹿児島県龍郷町（奄美大島）、熊本県天草市に防災毛布を寄贈
- ・労働安全衛生方針の立案と開示
労働災害件数、年間総労働時間、月平均時間外労働時間等開示
- ・社外からの評価
女性活躍企業認定マーク「えるぼし」、子育てサポート企業「くるみん」取得（厚生労働大臣認定）



G 企業統治

- ・サプライヤー管理
Sedex登録工場数：14工場 主要縫製工場リストを開示
- ・コンプライアンス
内部通報制度の体制と運用方法、通報状況（件数）の開示

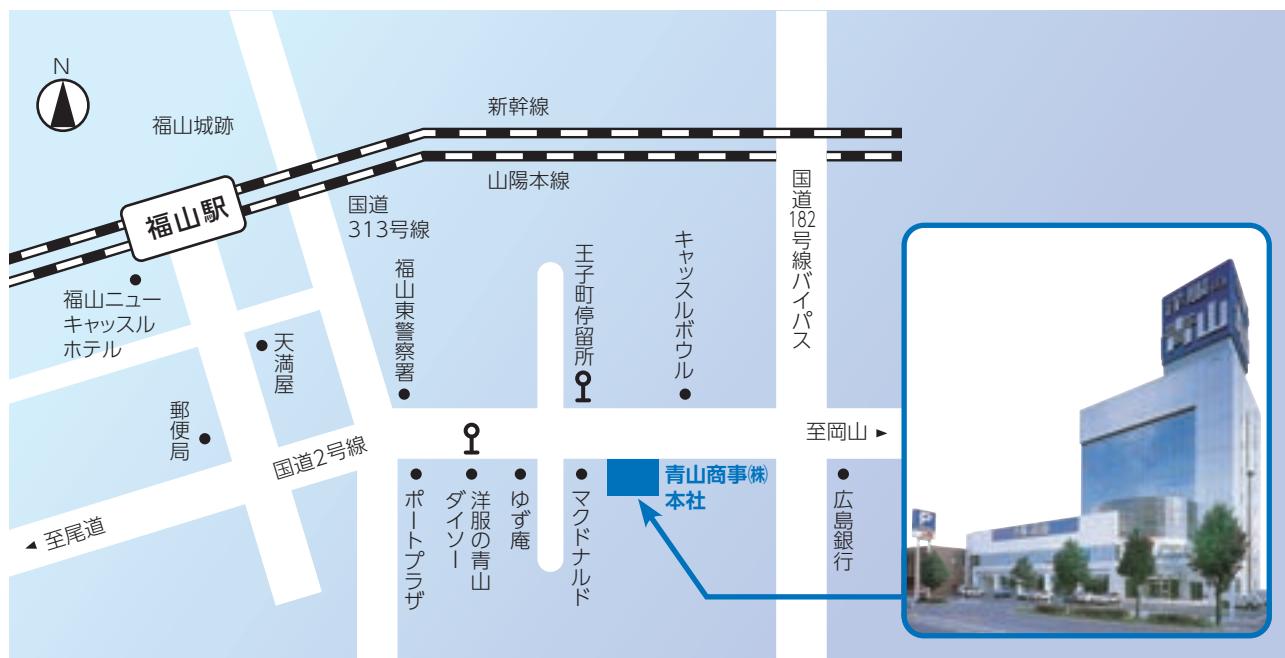


株主総会会場ご案内略図



会場

広島県福山市王子町一丁目3番5号
青山商事株式会社 本社4階会議室
電話 (084) 920-0050



●交通 JR山陽新幹線・山陽本線福山駅から2km
中国バス・井笠バス王子町停留所前



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。



環境にやさしい
植物油インキを
使用しています。

